







本細則は本同窓会会則の精神に則り、その目的遂行のためにもうける。

会議規定

一、役員総会は会則第六条の役員により構成される。一、常任幹事会は会則第六条九項の幹事を除く役員により構成される。一、予算・決算及び事業計画については役員総会の決定による。

一、役員総会の決議事項は総会または会報で報告する。

助成規定

一、同期会開催にあたっては金五千円の助成を行なう。但し開催時の事情に応じて増額することができる。

一、同期会（学年会）開催にあたっては金式千円以上の一の助成を行なう。

一、O B会及びそれに準ずる会の開催にあたってはその状況に応じて金式千円以上の助成を行なうことができる。

一、母校校友会の各部に於いて、連盟若しくはそれに準ずる団体の主催する全国大会及び関東大会等に出場する場合、その開催地・規模等に応じて、個

駒沢大学高等学校同窓会

本細則は本同窓会会則の精神に則り、その目的遂行のためにもうける。

一、予算・決算及び事業計画については役員総会の決定による。

一、役員総会の決議事項は総会または会報で報告する。

助成規定

一、同級会開催にあたっては金五千円の助成を行なう。但し開催時の事情に応じて増額することができる。

一、同期会(学年会)開催にあたっては金五千元以上の助成を行なう。

一、OB会及びそれに準ずる会の開催にあたってはその状況に応じて金三千円以上の助成を行なうことができる。

一、母校校友会の各部に於いて、連盟若しくはそれに準ずる団体の主催する全国大会及び関東大会等に出席する場合、その開催地・規模等に応じて、個

人の場合、金壱千円以上、団体の場合、金参千円以上を、助成することができる。

**慶用規定**

一、本会員の死亡の際は正会員には金貳千円、特別会員及び役員の場合はその功績に応じて金貳千円以上の香奠を贈ることができる。

一、本会員の婚姻に際しては、祝電を送ることができること。

一、本会員以外で、本会に關係が深いと思われる人に対するものとして、前二項に準じて会長の判断により処理することができる。

一、永年勤続者の特別会員に対しては、次の規定によって表彰することができる。

二十年以上勤続者については金壱万円以上。  
三十年以上勤続者については金貳万円以上。  
五十年未満の者については金五千円まで。  
五十年以上勤続者については役員会の決議によつては金五千円以上。

一、特別会員が本校を退職するに際しては、次の規定によつて、慰労金等を贈呈することができる。

五年未満の者については金五千円以上。

五年以上十年未満の者については金五千円以上。

十年以上者については金一万円以上。

私は、共同石油株式会社特約店、有限会社石井商店を經營しております。創業は昭和三十六年です。従業員の中に駒大高卒のものが三名あり、駒大生にもアルバイトでしばしば手伝っていただいております。現在本業のほかに、東京都石油商業組合品川支部長、品川小山四丁目町会長、区政協力員など兼務し活動しております。	最後に二期生の同窓会譜の参画を希望しお願いいたします。	私は財団法人セールスプロモーション・ビューラーにつとめ、本部事務局が昭和三十四年です。この会社は、企業と社会の調和をめざすマーケティング集団で、クリエーティブ集団で、場調査・業務指導・経営判断の教育の訓練・視聴覚教育などを活動を行っています。	会社には、第一五期、今夫(関西事務局勤務)現役でおり、退職者で第五期河野通賢(現在能
---	-----------------------------	---	--

市有限会社太田屋に養子となる)と、同期、吉田利行(現在、フジゼロックス八王子支社勤務)とがいました。現在、私の会社に駒大の学生が数名アルバイトで働いています。

同窓生の皆さん、私どもに何か出来ることがあればどうぞご連絡下さい。

(了)

特別会員の異動

休田　藤山　戸逸芳真昭繼（日本史）  
雄教論　（國語）  
彰夫男化（地學）  
（英語）

り内容豊富に、変化にとん  
だものへと一層の充実性を  
持たせたいと思いますので  
「同窓新報」発行のため、  
皆様の御協力をお願ひ致し  
ます。又、会員諸兄相互の  
連絡事項・クラブOB会・  
クラス会等の連絡事項、結  
果報報など、どしどしお寄  
せ下さい。出来得る限り掲  
載致したいと思いますの義  
で、この「同窓新報」、有意  
に御利用下さい。

めっきりすずくなりま  
した今日のこの頃、会員諸  
兄には異々もお身体を大切  
に。

今後の「同窓新報」どう  
ぞ御期待下さい。

二	特別会員	駒沢大学高等学校の現・旧教職員を以つて構成する。
三	賛助会員	本会の趣旨に賛同し併せて本会の事業を支援する者を以つて構成する。
第六条	名譽会長	一本顧問若干名
	二会長	一名
	三副会長	若干名
	四常任幹事	若干名
	五庶務	若干名
	六会計	三名
	七監査	二名
	八幹事	若干名
	九会員	若干名
一、	名譽会長は駒沢大学高等学校校長を推戴し、顧問若干名は特別会員中より名譽会長がこれを委嘱する。	二、顧問の内一名は當時学校と同窓会との

第五条	駒沢大学高等学校同窓会と称する。
第六条	駒沢大学は本部を駒沢大学高等学校に置く。
第七条	本会は会員相互の親睦をはかり併せて母校の興隆発展のための諸活動を行なう。
第八条	本会は第三条の趣旨に則つて左の事業を行なう。
一	総会の開催
二	級会の促進及び一部経費援助
三	会報の発行
四	会員名簿の発行
五	駒沢大学高等学校において必要と認めた事業の後援
六	その他の
第一条	本会の会員は左の三種とする。
正会員	駒沢大学高等学校卒業生を以つ

連絡の任に当るものとする。

第八条 会員・副会長・庶務・会計・会計監査は正会員中より常任幹事会が選出し役員総会の承認をえる。但しうち会計一名は正会員と限定せず駒沢大学高等学校に勤務する者を以つてこれにあてることができる。

第九条 一、常任幹事は原則として各期から一名を選任する。

二、幹事は原則として各級会から一名を選出する。

第十条 名誉会長ならびに顧問は本会の運営に参与し、その円滑をはかる。

第十一条 会長は本会を代表し会務を統轄する。

第十二条 副会長は会長を補佐し会長事故ある時はこれに代る。

役員がその任務を終了した場合には、その勞に感謝し、隨時これを表彰することができる。  
一、その他、必要に応じて常任委員会の決議により表彰することができる。

そ の 他

付 則

一、本会役員総会に於いて必要と認めた事業に對しては出資することができる。  
一、本細則の変更は役員総会の承認を経なければならぬ。

本細則は昭和四十三年五月二十一日より施行する  
本細則は昭和四十八年十二月一日より施行する

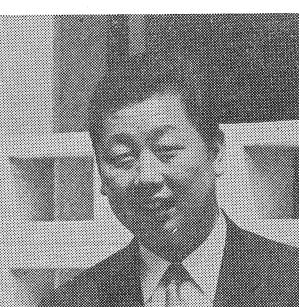
事が百二十余名となり、「  
三十数名につつ増加して行  
ために、審議がしにくくなり  
また出席者が逆に減少し、  
行く傾向にあつたために、  
各期の代表者が責任を持  
て会議に出席し、審議に  
加するようにした。  
会議規定を加え、さら  
内容を充実した。

同窓生だより



石井清繁（第二期生）

同窓生を尋ねて（第一回）



森本 勝（第四期生）

結婚報生

(三頁より続く)  
ます。その他の部において  
も大いに活躍しています。  
これらの力は同窓生の培つ  
てくれた土壤の上に發揮さ  
れてきたものだと思いま  
す。今後共、後輩のために  
ご支援を賜はりたく思  
います。末筆ながら同窓諸  
兄姉のご活躍をお祈り致し  
ます。

駒沢大学高等学校同志会  
会則

二十年以上の者につきましては金壱万円以上。  
二十年未満の者については金壱万円まで。

## 「解説」

クラス会報生

召曰同二十八

O · B 会報告